

完結			
33			
昭和 18 年 第 03 號			
石油資源開発法施行規則			
第二十條 帝國石油株式會社ハ毎營業年度ノ事業計畫ヲ定メ政府ノ 認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ			
昭和十三年七月三日商工大臣令第72号			
第一條 石油徳業者ハ鐵山毎ニ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日 ニ至ル期間ノ事業計畫ヲ定メ其ノ年ノ二月末迄ニ之ヲ商工大臣 ニ届出ヅベシ			
39▼ 41059			
次官			
官報掲載			
八燃料第八號			
接 受 年 月 日	起 案 年 月 日	接受ヨリ 起案マデ ノ日數	日 施 行 月 日 決 判 月 日
昭和 昭和十八年五月八日			
總務課長	石油部長	主任	
燃料局長官印	配油課長		
文書課長			
法令審査委員會			
別類書文 1 工商			
39▼ 41060	39▼ 41060	5	
日本標準規格 B5 (252 x 207 mm)			

石油代用燃料使用裝置統制規則、依ル統制機関、商號変更
及統制機関、指定並、指定型式、名稱変更告示、一件

石油代用燃料使用装置統制規則第二條及第三條の規定ニ
依リ指定セラレタル五斯發生爐裝置、統制機関タル日本燃料機
合同株式會社ヨリ其ノ商號ヲ日本燃料機株式會社ト変更シ
タル旨登記簿抄本添附ノ上別紙ノ通函出有之又同時
ニ前記統制規則ニ依リ指定セラレタルアセナレン發生機裝置
(種類及型式全部)、製造及販賣權ヲ譲リ受ケ
其ノ裝置、種類(林型式)ノ名稱変更ヲ願出有ニタルニ付

案ノ一二依リ右會社ノ商號變更及右會社ヲアセナレン
發生機裝置ノ統制機関ニ指定、告示相成ルト共ニ前記
名稱変更、告示相成、案ノ一二依リ其ノ旨燃料局長官
ヨリ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ通牒相成可
然哉

案
ノ
一

火
糸
周

裏面白紙

燃 料 局

商工省告示第一八七號

昭和十六年十月商工省告示第八百八十三號「石油代用燃料使用裝置統制規則」ノ規定ニ依リ種類等指定ノ件、中左ノ通改正ス

昭和十八年三月三日

商工大臣 岸 信 介

一瓦斯發生機裝置ノ部中統制機關「日本燃料機合同株式會社」ヲ「日本燃料機株式會社」ニ改ム
一アセチレン發生機裝置ノ部「貨物自動車及乘用自動車用中大型乘用標準型アセチレン發生機裝置」
「大型貨物標準型アセチレン發生機裝置」
國產式▲型アセチレン發生機裝置
國產式B型アセチレン發生機裝置」ヲ
「日換式一型アセチレン發生機裝置」日本燃料機株式會社

39マ 41663

日本標準規格 B5 (182×257mm)

日燃式二型アセチレン發生機装置、同
日燃式三型アセチレン發生機装置、同
日燃式四型アセチレン發生機装置、同

(二) 小型自動車用

「トヨー式一號型アセチレン發生機装置、
トヨー式二號型アセチレン發生機装置、
小型乗用車型アセチレン發生機装置、
ダイハツ式アセチレン發生機装置、
共榮式一號型アセチレン發生機装置」テ
「日燃式イ型アセチレン發生機装置、同
日燃式ロ型アセチレン發生機装置、同
日燃式ハ型アセチレン發生機装置、同
日燃式ニ型アセチレン發生機装置、同

39 41064

裏面白紙

燃科局

同

日換式ホリアセチレン發生機装置
改ム

一ニ

39▼ 41065

日本標準規格 B5 (182×257mm)

洋
紙

39 416.66

北	案
海	ノ二
東	ノ三
京	ノ四
府	ノ五
縣	ノ六
知	ノ七
事	ノ八
件	ノ九
書	ノ十
東	ノ十一
京	ノ十二
府	ノ十三
縣	ノ十四
知	ノ十五
事	ノ十六
通	ノ十七
各	ノ十八
石	ノ十九
油	ノ二十
代	ノ二十一
用	ノ二十二
燃	ノ二十三
料	ノ二十四
使	ノ二十五
用	ノ二十六
裝	ノ二十七
置	ノ二十八
統	ノ二十九
制	ノ三十
規	ノ三十一
則	ノ三十二
第	ノ三十三
二	ノ三十四
三	ノ三十五
規	ノ三十六
定	ノ三十七
二	ノ三十八
三	ノ三十九

石油代用燃料使用装置統制規則 第二條及第三條の規定ニ
依リ指定セラレタル五斯發生爐裝置

獨原

統制機関タル日本燃料

機合同株式會社、商號ハ今般日本燃料機株式會社ト麥更

セラレ又同社ヲアセナレン發生機裝置、指定型式ノ新制

然

斗

局

施行注意

告示ノ日附
記入ノコト

機関ニ指定相成ルト共ニアセチレン發生機裝置、指定

型式、名称、変更アリタルニ付昭和十六年十月商工省告示

茅八百八十三號ヲ改正、昭和十八年三月三日商工省告示

茅一八七號ヲ以テ別紙一通告示セラレ候條右關係
方面ニ於シ周知方可然御取計相煩度此般及通牒候也

裏面白紙

施行注意
別紙

告示ノ日附
及番号記入
ノコト

商工省告示第一八七號

燃 料 局

昭和十六年十月商工省告示第八百八十三號「石油代用燃料使用装置統制規則」ノ規定ニ依リ種類等指定ノ件一中左ノ通改正ス

昭和十八年二月二日

商工大臣 岸 信 介

一瓦斯發生機装置ノ部中統制機關「日本燃料機合同株式會社」ヲ「日本燃料機株式會社」ニ改ム
一アセチレン發生機装置ノ部「貨物自動車及乗用自動車用中大型採用標準型アセチレン發生機裝置
大型貨物標準型アセチレン發生機裝置
國產式A型アセチレン發生機裝置
國產式B型アセチレン發生機裝置」ヲ
「日燃式A型アセチレン發生機裝置」ヲ

日本標準規格 B5 (182×257mm)

39 41068

日燃式二型アセチレン發生機装置
日燃式三型アセチレン發生機装置
日燃式四型アセチレン發生機装置

同 同 同

(二) 小型自動車用中

トヨー式一號型アセチレン發生機装置
トヨー式二號型アセチレン發生機装置
小型乗用車用アセチレン發生機装置
ダイハツ式アセチレン發生機装置
共榮式一號型アセチレン發生機装置

同 同 同 同

「同」

日本標準規格 B5 (182×257mm)

39▼ 41069

裏面白紙

13

燃料局

日燃式ホリアセチレン発生機装置

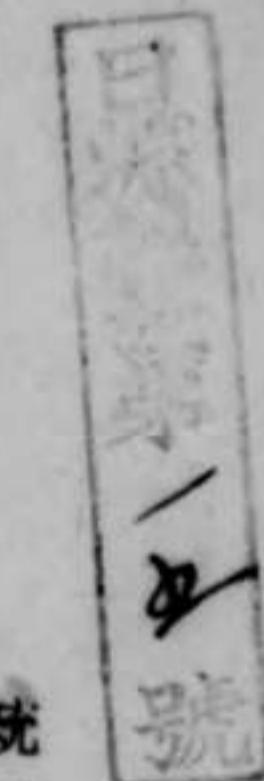
改ム

同

一一

39▼ 41070

日本標準規格 B5 (182×257mm)



統制機關タル會社ノ商號變更ニ付御届

統制機關タル現商號 日本燃料機合同株式會社
同 變更商號 日本燃料機株式會社

右日本燃料機合同株式會社ハ、昭和拾六年拾月貳日商工省告示第八八三
號ヲ以テ石油代用燃料使用裝置統制規則ノ規定ニ依リ瓦斯發生爐裝置
ノ統制機關トシテ御指定相成居候處今般其ノ審號ヲ前記ノ通り變更仕
候間別紙登記簿抄本相添ヘ此段及御居候也

昭和拾八年壹月廿九日



東京市芝浦村町五丁目九番地
日本燃料機株式會社



岸 信 介 殿

登記簿抄本

登記簿尾八九九九號

商號 日本燃料機共同株式會社
本店 東京市京橋區木挽町七丁目六番地

會社代表人取締役

田中龜一

昭和拾七年拾貳月貳拾八日登記事項

一、昭和拾七年拾貳月拾貳日商號ヲ左ノ通り變更入

商號日本燃料機株式會社

一、昭和拾六年拾貳月貳拾五日本店ヲ左ノ地ニ移轉入

本店 東京市芝浦田町五丁目九番地

此抄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作り茲ニ登記簿ト
相違ナシニトテ認證入

東京區裁判所日本橋出張所

判事野田虎七

39 41073

39 41072

15

日燃社第
一
号

「アセチレン瓦斯發生機」ノ製造、販賣權讓受済ニ付御届

東京市芝區田村町五丁目九番地

日本燃料機株式會社

右者先般御禱ヨリ御懇惻ノ次第モ有之且ツ時局下企業集約ノ目的ヲ以テ左記「アセチレン瓦斯發生機」ノ製造販賣ニ關スル一切ノ權利ヲ日本アセチレン瓦斯發生機工業組合外製作權者ヨリ昭和拾八年壹月拾四日讓渡相受候此段及御届候也

昭和拾八年壹月
日

東京市芝區
田村町五丁目九番地
日本燃料機株式會社
社長 田中龍一



商工大臣 岸 信 介 殿

記

發生機裝置名

製作權所有者

(一) 貨物自動車及乗用自動車用(四式)

(二) 大型乗用標準型アセチレン發生機裝置

(三) 大型貨物 同 上

(四) 國產式A型アセチレン發生機裝置

(五) 同 B型 同 上

(六) 小型自動車用(五式)

(七) トヨ式壹號型アセチレン發生機裝置

(八) 同 號型 同 上

(九) 小型乘用E型アセチレン發生機裝置

(十) ダイハツ號アセチレン瓦斯發生機

(十一) 共榮式壹號型アセチレン發生機裝置

廣島縣安藝郡府中町新地六〇四七番地
東洋工業株式會社
取締役社長 松田重次郎

東京市神田區鍛冶町貳丁目貳番地
日本アセチレン瓦斯發生機工業組合
理事事長嶋野亨二
代表取締役増田國司

兵庫縣芦屋市南ノ口貳四六番地
國產燃研工業株式會社
理事事長嶋野亨二

大阪市西淀川區大仁東貳丁目參番地
日本アセチレン瓦斯發生機工業組合
取締役社長柴田貞一
理事長嶋野亨二

大阪市此花區上福島參丁目八拾四番地
岡崎重太郎

393 41075

393 41074



契

約

書

日本意料機械株式會社へ以下甲ト構スヘト日本アセチレン瓦斯發生機工業組合へ以下乙ト構スヘ商工省ノ憲達ニ依リ企業集約ノ目的ヲ以テ兩者間ニ左記條項ノ契約ヲ締結ス

第壹條 乙ハ甲ニ對シ左記並式ノ「アセチレン瓦斯發生機」ノ本邦、諸洲、支那其他東亞共榮國内一國ノ製造及販賣ニ關スル一切ノ權利ヲ讓渡スルモノトス但シ乙組合以外ノ分ニ對シテハ乙ニ於ア取締メタル上甲ニ讓渡不可キモノトス

アセチレン發生機裝置ヘ昭和五年商工省告示第一、二、三、四、五式

(一) 貨物自動車及牽引自動車用ヘ四式

(二) 大型貨物牽引車型 同 上

右製作権所有者

東京市神田區銀治町五丁目貯蓄地

日本アセチレン瓦斯發生機工業組合
理事長 堀野二

✓ (一) 國產式 A 型アセチレン發生機裝置

✓ (二) 同 B 型 同 上

右製作権所有者

兵庫縣芦屋市南ノ口氣四六番地

國產燃研工業株式會社

代表取締役 増田

同 同

39 41077

39 41076

- ✓ (一) 小型自動車用ヘ五式
- ✓ (二) トヨタ式登録型アセチレン發生機裝置
- ✓ (三) 同 水銀燈 同 上
- 右製作権所有者
- 横島縣安藤郡府中町新地六〇四七番地
- 東洋工業株式會社
取締役社長 佐田次郎

ハ小型乗用E型アセチレン發生機装置
右製作権所有者

東京市神田區銀治町貳丁目貳番地

日本アセチレン瓦斯發生機工業組合

理學長鷗野

ハダイハツ號アセチレン發生機装置

右製作権所有者

大阪市西淀川區大仁東貳丁日番地

發動機製造株式會社

收納役社長柴田貞一

ハ共榮式宣氣型アセチレン發生機装置

右製作権所有者

大阪市此花區上福島中番丁目八拾四番地

面積車太郎

第貳條 甲ハ前條アセチレン瓦斯發生機ノ研究實へ特許權等ヲ含ム
及腰造機並ニ取賣權等ヲ包括シ之カ補償金トシテ金貳拾四萬圓也ヲ

乙ニ交附スルモノトス

第參條 前條補償金ハ現金ヲ以テ支拂フモノトス

第四條 乙及乙ノ組合員ノ所有スル瓦斯發生裝置ニ關スル特許權及實
用新案權ハ乙カ甲ニ譲渡シタル第壹條ノ製作権ニ包含スルモノトス
但シ乙ノ組合員ハ自己ノ研究ノ場合ニ限り甲ニ通告ノ上無償ニア使
用スルコトヲ得ルモノトス

第五條 甲ハ本契約上ノ權利ヲ譲受ケタル後ト雖モ乙ノ推薦シタル組
合員ヲシテ引續キアセチレン瓦斯發生機製造ノ下請及取付業務ヲ爲
サシムルモノトス但シ官廳ノ命令其他著シク事態變更シタル時ハ此
ノ限りニ非ラス

第六條 前條製造ノ下請及取付業務ニ關シテハ甲ハ乙ノ推薦シタル組

合員ト各福ニ協定スルモノトス

第七條 甲ハ乙ノ組合員數カ拾六名ナルコトヲ承認スルモノトス

第八條 甲ハ乙ノ組合證票ヲ附シタル商工省總務局ニ届出ノ在庫アセ

テレン瓦斯發生機全部ヲ適正價格ニテ買取ルモノトス

但シ甲ハ在庫發生機ノ數量ニ付右届出ノ額ト若干ノ相違アルヘギコト
ヲ承認ス

第九條 前條適正價格ハ甲乙双方ヨリ一定數ノ査定委員ヲ擇ケテ合議決
定スルモノトス

第十條 甲ハ在庫アセチレン瓦斯發生機ニ付甲乙商議ノ上可及的速力ニ
之ヲ引取ルモノトス

第十一條 甲ハ乙ニ屬スル組合員ノ在庫アセチレン瓦斯發生機ニ付額テ
乙所定ノ取扱ラ附シ且ツ乙ヲ經由シテ之ヲ引取ルモノトス但シ乙ハ在
庫並ニ受託先明細書ヲ本契約締結ノ日ヨリ貳週間以内ニ甲ニ通告ス
ルモノトス向本通告無キモノハ甲ハ之ヲ引取ラサルモノトス

第十二條 甲ハ乙ノ推薦シタル組合員ヲシテ各府縣ノ代用燃料機共販賣
社ニ加入セシムルコト並ニ該會議ノ業務ヲ行ハシムルコトヲ皆族スル
モノトス

第十三條 乙ハ其ノ組合員カ本契約締結以前ニ受託シタルアセチレン瓦
斯發生機ノ製造並ニ之を販賣ニ付アハ甲ヲ經由シ之ヲ行フモノトス

但シ此ノ場合ニ於テモ第十一條ノ規定ニ従フモノトス

第十四條 乙ハ本契約成立ノ後過滯ナク解散手續ヲ爲スモノトス

第十五條 乙ノ組合員ハ内地以外ト雖モアセチレン瓦斯發生機ノ製造販
賣ヲ爲サルモノトス(但シ廃却ヲ除ク)

第十六條 乙ノ解散シタル後ハ清算人ニ於テ本契約ノ殘務ヲ誠實ニ履行
スルコトヲ約諾ス

第十七條 乙ハ其ノ組合員全員カ本契約ヲ承認シタルコトヲ別紙承認書
ニ依リ證明シ此ノ旨特約ス

爲後日本蓄電池成シ各自署名捺印ノ上各其ノ聲通ラ所持スルモノトス
昭和八年九月於四日

日本總代理株式會社

甲 右代表收縮役 田 中 繩 一 (印)

日本アセチレン瓦斯發生機工業組合

乙 右代表理事長 鳩 野

總代理石油部長 山 口 崑 澄 (印)

承

認

書

日本燃料機株式會社代表取締役田中龜一ト日本アセチレン瓦斯發生機工業組合代表理事長嶋野享二トノ間ニ於テ締結セル昭和十八年後月於日付別紙契約諸事項ヲ承認ス

昭和拾七年拾貳月貳拾九日

住所 埼玉縣北足立郡草加町字高砂町六

氏名 浅古保治郎

住所 東京市芝區新橋一一丁目一番地
株式會社日本カーバイドエンジン製作所

氏名 取締役社長 小川一誠

住所 長野縣上田市大字常入二四三番地
黒田アセチレンエンジン製作所

氏名 小池信明

住所 新潟市流作場二四四〇番地
新潟合同自動車株式會社

氏名 取締役社長 中野四郎太

住所 東京市京橋區銀座三丁目三番地四
日本理化工業株式會社

氏名 小泉武雄

住所 東京市京橋區銀座三丁目三番地四
日本理化工業株式會社

氏名 常務取締役 高橋直行

39 41083

39 41682

20

住 所 東京市麹町區九段四丁目十三番地八

番町商事株式會社

氏 名 取締役社長 加 美 山 寿

住 所 東京市荒川區南千住町三ノ一一大番地

氏 名 中 根 定 七

住 所 東京市芝區白金三光町三六四番地

合資會社 奥萬工業所

氏 名 代表社員 奥 萬 五 郎

住 所 東京市芝區芝浦二丁目一番地
後藤車體製造株式會社

氏 名 取締役社長 後 藤 久 苗

住 所 廣島縣安藝郡府中町

東洋工業株式會社

氏 名 專務取締役 山 本 義

住 所 熊本市辛島町六十五番地

吉本アセチレン自動車工業所

氏 名 吉 本 富 尾 雄

住 所 岡山市尾上町三十四番地ノ二

氏 名 羽 原 英 雄

住 所 兵庫縣芦屋市南ノ口二四六

國產燃研工業株式會社

氏 名 代表取締役 増 田 國 司

住 所 大阪市此花區上福島中三丁目八十四番地
氏 名 岡崎重太郎
住 所 大阪市西淀川區大仁東二丁目三番地
氏 名 取締役社長柴田貞一
發 動 機 製 造 株 式 會 社

39 41086

日燃總發第四號

「アセチレン瓦斯發生機裝置」名稱變更御願

東京市芝區田村町五丁目九番地

製造權者 日本燃料機株式會社

弊社ニ於テ昭和拾八年壹月拾四日日本アセチレン瓦斯發生機工業組合等ヨリ其ノ製造販賣權ヲ讓受ケ候標記裝置ニ關シ該型式名稱ヲ左記ノ通り變更致度候間此段及御願候也

昭和拾八年壹月貳拾九日

右

日本燃料機株式會社
取締役社長 田中龜一

商工大臣 岸信介殿

記

現 在 名 稱	變更セントスル名稱
(一)貨物自動車及乗用自動車用(四式)	(A)日燃式一型アセチレン瓦斯發生機裝置
(A)大型乗用標準型アセチレン發生機裝置	(A)日燃式一型アセチレン瓦斯發生機裝置
(B)大型貨物標準型	(B)二型
(C)國產式A型アセチレン發生機裝置	(C)三型
(D)B型	(D)四型
(二)小型自動車用(五式)	
(A)トヨー式壹號型アセチレン發生機裝置	(A)日燃式イ型アセチレン瓦斯發生機裝置
(B)二號型	(B)ロ型
(C)小型乗用E型	(C)ハ型
(D)ダイハツ號	(D)ニ型
(E)共榮式壹號型	(E)本型

以上

39マ 41088

844 41086

39マ 41087

23

寫

「アセチレン瓦斯發生機裝置」名稱變更御願

東京市芝區田村町五丁目九番地
製造權者 日本燃料機株式會社

弊社ニ於テ昭和拾八年壹月拾四日日本アセチレン瓦斯發生機工業組合等ヨリ其ノ製造販賣權ヲ譲受ケ候標記裝置ニ關シ該型式名稱ヲ左記ノ通り變更致度候間此段及御願候也

昭和拾八年壹月貳拾九日

右 日本燃料機株式會社
取締役社長 田中一

商工大臣 岸信介 謹

記

現 在 名 称	變更セントスル名稱
(一) 貨物自動車及乗用自動車用 (四式)	(A) 日燃式一型アセチレン瓦斯發生機裝置
(A) 大型乗用標準型アセチレン發生機裝置	(A) 日燃式一型アセチレン瓦斯發生機裝置
(B) 大型貨物標準型	(B) 二型
(C) 國產式A型アセチレン發生機裝置	(C) 三型
(D) B型	(D) 四型
(二) 小型自動車用 (五式)	
(A) トーヨー式壹號型アセチレン發生機裝置	(A) 日燃式イ型アセチレン瓦斯發生機裝置
(B) 貳號型	(B) ロ型
(C) 小型乗用 E型	(C) ハ型
(D) ダイハツ號	(D) ニ型
(E) 共榮式壹號型	(E) 本型

以上

39マ 41090

39マ 41689

燃
料
局

参考

昭和十六年十月

(換
證
寫)

石油代用燃料使用装置統制規則

石油代用燃料使用装置設置獎勵金交付規則

石油代用燃料使用装置性能試驗規程

39▼ 41691

25

目 次

石油代用燃料使用装置統制規則	一
石油代用燃料使用装置設置奨勵金交付規則	二
石油代用燃料使用装置性能試験規程	三
石油代用燃料使用装置統制規則第一條ノ規定ニ依ル装置ノ指定	四
石油代用燃料使用装置統制規則第二條及第三條ノ規定ニ依ル種類及型式並ニ統制機關ノ指定	五
石油代用燃料使用装置設置奨勵金交付規則第三條ノ規定ニ依ル奨勵金ノ額	六

石油代用燃料使用装置統制規則

(昭和十六年十月二日)

昭和十二年法律第九十三號第二條及第三條の規定ニ依リ石油代用燃料使用装置統制規則左ノ通定ム

石油代用燃料使用装置統制規則

第一條 本則ニ於テ石油代用燃料使用装置トハ内燃機関ヲ原動機ト

スル車輛ニ設置シ其ノ内燃機関ニ並物性ノ揮發油、燈油、輕油及重油以外ノ燃料ヲ供給スル裝置ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノヲ謂フ

第二條 石油代用燃料使用装置（以下裝置ト稱ス）ハ商工大臣ノ指定シタル種類及型式ノモノニ非ザレバ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ試驗研究ノ爲ニスル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ指定ハ石油代用燃料使用装置性能試驗規程ニ依ル性能試驗規程ニ付之ヲ行フ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ指定ヲ取消スコトアルベシ

第五條 裝置ヲ第一條ノ車輛（以下車輛ト稱ス）ニ設置セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ第二條第一項但書ノ場合ニ於テ裝置ヲ製造シタル者ガ之ヲ車輛ニ設置スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲タル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

第六條 商工大臣前條ノ規定ニ依リ指定シタル種類及型式ノ裝置ニ付幽體又ハ會社（以下統制機關ト稱ス）ヲ指定シタルトキハ裝置ノ製造業者ハ統制機關ノ指示ニ依ルニ非ザレバ當該種類及型式ノ

一 申請人ノ業務

二 裝置ノ種類及型式並ニ買受先

三 裝置ヲ設置セントスル車輛ノ種類及型式、番號並ニ用途

四 中請人ノ所有スル車輛ノ臺數及裝置ヲ設置シタルモノノ臺數
(裝置ヲ設置セントスル車輛ガ事業場ニ於テ使用スルモノナル
トキハ當事業場ニ於ケル車輛ニ付記載スベシ)

地方長官第一項ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テハ別記様式ノ許可書ノ正
本及副本ヲ申請人ニ交付スベシ

前三項ニ於テ地方長官トハ裝置ヲ設置セントスル車輛ノ主タル使
用地(車輛ガ機關車又ハ氣動車ナル場合ニ於テハ鐵道又ハ軌道ノ
起點所在地)ヲ管轄スル地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)
トス

第六條 裝置ノ製造業者又ハ販賣業者へ前條ノ許可書ノ副本ト引換
フルニ非ザレバ裝置ヲ設置コトヲ得ズ但シ裝置ノ販賣業者ニ賣
渡ス場合及商工大臣ノ指示アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 裝置ノ製造業者ハ其ノ製造シタル裝置ニ付毎月十日迄ニ左
ニ掲タル事項ヲ記載シタル報告書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 前月中ニ於ケル種類及型式別製造數量

二 前月中ニ於ケル種類及型式別販賣數量(販賣業者ニ
賣渡シタルモノト其ノ他ノモノトニ分チ記載スベシ)

三 前月末ニ於ケル種類及型式別在庫數量

第三條 裝置ノ種類及型式別在庫數量

第三條ノ規定ニ依ル統制機關ノ指定アリタル種類及型式ノ裝置ニ
付テハ前項ノ報告書ハ當該統制機關ヲ經由シ之ヲ提出スベシ

第八條 裝置ノ販賣業者ハ其ノ買受ケタル裝置ニ付毎月十日迄ニ左
ニ掲タル事項ヲ記載シタル報告書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 前月中ニ於ケル種類及型式別買受數量

二 前月中ニ於ケル種類及型式別道府縣別賣渡數量(販賣業者ニ
賣渡シタルモノト其ノ他ノモノトニ分チ記載スベシ)

三 前月末ニ於ケル種類及型式別在庫數量

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第六條ノ規定ハ昭和十六年十月
十五日ヨリ、第七條及第八條ノ規定ハ同年十一月日ヨリ之ヲ施行ス
裝置ノ製造業者ハ昭和十六年十月二十日迄ニ第三條ノ規定ニ拘ラズ
統制機關ノ指示ニ依ラズシテ裝置ヲ製造シ又ハ賣渡スコトヲ得
第四條ノ規定ニ依ル十月一日ヨリ十一月三十日ニ至ル期間ニ於ケ
ル計畫ハ昭和十六年ニ在リテハ十月二十一日ヨリ十二月三十日ニ
至ル期間ニ於ケル計畫トス此ノ場合ニ於テハ同條第三項中二十日ト
アルハ之ヲ十日トス

別記様式

(日本標準規格B列五號)

第 年 月 日	號 正 (副)	地 方 長 官 名 印
石油代用燃料使用裝置設置許可書		申請人ノ氏名名稱及住所
		裝置ノ種類及型式號ニ買受先
		石油代用燃料使用裝置設置ノ件右ノ通許可ス

石油代用燃料使用裝置設置獎勵金
交付規則

(昭和十五年五月七日
商工省令第二十九號)

改正 昭和一五年第九八號、一六年第二七號、
第四〇號、第六八號

石油代用燃料使用裝置設置獎勵金交付規則左ノ通定ム

石油代用燃料使用裝置設置獎勵金交付規則

第一條 商工大臣ハ石油代用燃料使用裝置ノ設置ヲ獎勵スル爲本則
ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ハ石油代用燃料使用裝置ヲ自動車、機關車又ハ氣動
車ニ設置シタル場合ニ其ノ自動車、機關車又ハ氣動車ノ所有者ニ
對シ之ヲ交付ス

前項ノ石油代用燃料使用裝置ハ石油代用燃料使用裝置規則第
二條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定期限内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第三條 獎勵金ノ額ハ自動車、機關車及氣動車ノ種類毎ニ毎年商工
大臣之ヲ定ム

前項ノ獎勵金ノ額ハ商工大臣之ヲ告示ス

第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲タル事項ヲ記載シ
タル獎勵金交付申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 石油代用燃料使用裝置ヲ設置シタル年月日

二 石油代用燃料使用裝置ノ種類、番號及用途

三 石油代用燃料使用裝置ノ種類及型式

前項ノ申請書ニハ機關車又ハ氣動車ニ付テハ其ノ機關車又ハ氣動

車ヲ使用スル事業ノ監督官廳、自動車ニ付テハ地方長官ノ石油代
用燃料使用裝置ノ設置シタルコトヲ證スル書面ヲ添附スベシ

第五條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル日ヨ
リ二年間地方長官ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ設置ニ付獎勵金ノ交
付ヲ受ケタル石油代用燃料使用裝置ヲ譲渡シ、取外シ若ハ其ノ使
用ヲ廢止シ又ハ之ヲ設置シタル車輛ヲ譲渡スルコトヲ得ズ
前項ノ譲渡ノ許可ノ申請ハ譲受人ト連署ノ上之ヲ爲スベシ

第六條 商工大臣及地方長官必要アリト認ムルトキハ獎勵金ノ交付
ヲ受ケタル者ニ對シ石油代用燃料使用裝置ノ使用ニ關スル報告ヲ
爲サシメ又ハ使用ノ状況ヲ検査スルコトアルベシ

第七條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノニ該當スルトキハ
商工大臣ハ交付シタル獎勵金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命ズルコト
アルベシ

一 本則又ハ本則ニ基キ命ジタル事項ニ違反シタルトキ
二 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

三 不正ノ行爲アリタルトキ

第八條 本則ニ依リ商工大臣ニ提出スル書類ハ地方長官ヲ經由スベ
シ

第九條 本則ニ於テ地方長官トハ機關車又ハ氣動車ニ付テハ鐵道又
ハ軌道ヲ敷設シタル地(二府縣以上ニ亘り敷設シタル鐵道又ハ軌
道ニ在リテハ其ノ起點所在地)ヲ管轄スル地方長官、自動車ニ付
テハ主タル使用地ヲ管轄スル地方長官(東京府ニ在リテハ警視總
監)トス

石油代用燃料使用装置性能試験規程

(昭和十五年五月七日)

規程

(改正 昭和一六年第八八四號)

本則へ昭和十五年五月十日より之ヲ施行ス
瓦斯發生爐設置獎勵金交付規則ハ之ヲ廢止ス但シ同則ニ依リ獎勵金

ノ交付ヲ受ケタル者ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附 則 (昭和一六年商工省令第八六號)

本令ハ公布ノ日より之ヲ施行ス
本令施行前從前ノ第二條第三項及第三項ニ掲タル石油代用燃料使用

装置ヲ自動車、機關車又ハ氣動車ニ設置シタル場合ニ於テハ其ノ自動車、機關車又ハ氣動車ノ所有者ニ對シ本令施行後ト雖セ仍獎勵金

ヲ交付スルモノトス

本令施行前從前ノ第二條第三項及第三項ニ掲タル石油代用燃料使用

装置ヲ自動車、機關車又ハ氣動車ニ設置シタル場合ニ於テハ其ノ自動車、機關車又ハ氣動車ノ所有者ニ對シ本令施行後ト雖セ仍獎勵金

ヲ交付スルモノトス

本告示へ昭和十五年五月十日より之ヲ施行ス

第一條 石油代用燃料使用装置ノ性能試驗ハ石油代用燃料使用装置

ヲ車輛ニ設置シ其ノ運行、裝置ノ構造及機能並ニ燃料ノ種類及消費數量ニ關シ之ヲ行フ

第二條 石油代用燃料使用装置ノ性能試驗ノ願書提出期間並ニ試驗

施行ノ期日及場所ハ其ノ都度商工大臣之ヲ告示ス

第三條 石油代用燃料使用装置ノ性能試驗ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲タル事項ヲ記載シタル願書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 石油代用燃料使用装置ノ種類及型式並ニ使用燃料ノ種類

二 石油代用燃料使用装置ノ構造、機能、特徴、重量及容量(燃料ノ容量ヲ附記スベシ)

三 石油代用燃料使用装置ノ全體圖及其ノ取付方法

四 石油代用燃料使用装置ノ各部ノ耐久性

五 試驗ヲ受タル際使用スル車輛ノ種類及型式

前項第二號及第三號ニ掲タル事項ニ付テハ圖面ヲ添附スベシ

石油代用燃料使用装置統制規則

第一條ノ規定ニ依ル装置ノ指定

(昭和十六年十月二日)

石油代用燃料使用装置統制規則第一條ノ規定ニ依リ裝置左ノ通指定

瓦斯發生爐装置

壓縮瓦斯使用裝置

液化瓦斯使用裝置

別紙参考

(昭和十六年十月二日)

石油代用燃料使用装置統制規則第二條及第三條ノ規定ニ依リ種類及型式並ニ統制機關左ノ通指定ス

種類及型式

統制機關

一 瓦斯發生爐裝置

(一) 乗合自動車用 日燃式乗合自動車用木炭瓦斯發生爐裝置

日本燃料機械合同株式會社

(二) 貨物自動車用 日燃式貨物自動車用木炭瓦斯發生爐裝置 同

(三) 乗合自動車及貨物自動車用 陸式自動貨物(乗合)自動車用薪瓦斯發生爐裝置 日燃式A型石炭瓦斯發生爐裝置 同

(四) 乗合自動車用 日燃式乗用車用木炭瓦斯發生爐裝置 日燃式乘用車用石炭瓦斯發生爐裝置 同

(五) 乗用車用 日燃式乗用車用半成コーケス瓦斯發生爐裝置 日燃式乗用車用半成コーケス瓦斯發生爐裝置 同

(八)

四 小型三輪自動車用
○ 日燃式収支二段瓦斯發生機装置
○ 日燃式瓦斯發生機装置
日燃式C型無燃瓦斯發生機裝置
○ 小型四輪貨物自動車用
○ 小型四輪乗用自動車用
○ 車用車型木炭瓦斯發生機裝置
日燃式A型無燃瓦斯發生機裝置
○ 小型四輪貨物自動車用
○ 車用車型木炭瓦斯發生機裝置
日燃式B型無燃瓦斯發生機裝置
○ 合自動車、貨物自動車及乗用自動車用
○ 電氣式壓縮瓦斯使用裝置
大市ビスデン式N-1型壓縮瓦斯使用裝置
○ 大天式D-1型壓縮瓦斯使用裝置
○ 日燃式壓縮瓦斯使用裝置
○ 液化瓦斯使用裝置
○ 合自動車、貨物自動車及乗用自動車用
○ 液化瓦斯使用裝置
○ 液化瓦斯使用裝置
同 同 同 同 同

高層新開業
株式会社

(一) 貨物自動車及乗用車用
○ 日燃式液化瓦斯使用裝置
○ 小型貨物運送型アセチレン發生機裝置
同
同
同
同

大型車用標準型アセチレン發生機裝置

同
同
同
同
同
同

トヨコ-式アセチレン發生機裝置

同
同
同
同
同
同

トヨコ-式アセチレン發生機裝置

同
同
同
同
同
同

39M 41098

石油代用燃料使用装置設置奨励金交付規則第三條ノ規定ニ依ル奨励

金ノ額 (昭和十六年十月二日)
(商工省告示第八八五號)

石油代用燃料使用装置設置奨勵金交付規則第三條ノ規定ニ依リ昭和十六年度ニ於ケル奨勵金ノ額左ノ通定ム

營業用自動車ニ設置シタル場合

石油代用燃料使用装置一基ニ付 三百圓
營業用小型自動車ニ設置シタル場合
石油代用燃料使用装置一基ニ付 百圓

營業用機関車又ハ氣動車ニ設置シタル場合

石油代用燃料使用装置一基ニ付 三百圓

39M 41099



石油代用燃料使用装置統制規則第二條及第三條ノ規定ニ依ル
種類及型式並ニ統制機關ノ指定

改正 昭和六年九月号、第一二三号、昭和七年第三号、第四三号、第八九号、第一二八号、昭和八年五月号

石油代用燃料使用装置統制規則第二條及第三條ノ規定ニ依リ種類及型式並ニ統制機關ノ通指定ス

種類及型式 統制機關

一、瓦斯發生爐裝置

二、乗合自動車用

日燃式乗合自動車用木炭瓦斯發生爐裝置

口貨物自動車用

日燃式貨物自動車用木炭瓦斯發生爐裝置

三、乗合自動車及貨物自動車用

陸式日燃型貨物（乗合）自動車用新瓦斯發生爐裝置

日燃式A型石炭瓦斯發生爐裝置

日燃式半成コーグス瓦斯發生爐裝置

日本燃料機合同株式會社

39△ 41100

39△ 41101

四、乗用自動車用

日燃式乗用車用木炭瓦斯發生爐裝置

日燃式乗用車用石炭瓦斯發生爐裝置

日燃式乗用車用半成コーグス瓦斯發生爐裝置

五、小型三輪自動車用

日燃式双立三輪車用木炭瓦斯發生爐裝置

日燃式三輪車用木炭瓦斯發生爐裝置

日燃式O型無煙炭瓦斯發生爐裝置

六、小型四輪貨物自動車用

日燃式小型乗用車用木炭瓦斯發生爐裝置

日燃式A型無煙炭瓦斯發生爐裝置

七、鐵道車輛用

仙北式瓦斯發生爐裝置

小田式瓦斯發生爐裝置

日燃式O-100型瓦斯發生爐裝置

日燃式O-100A型瓦斯發生爐裝置

日燃式O-100F型瓦斯發生爐裝置

一、壓縮瓦斯使用裝置

口 乘合自動車、貨物自動車及乘用自動車用

高機式B型壓縮瓦斯使用裝置

高機式小型壓縮瓦斯使用裝置

二、液化瓦斯使用裝置

口 乘合自動車、貨物自動車及乘用自動車用

高機式B型液化瓦斯使用裝置

高機式液化瓦斯使用裝置

口 小型四輪乘用自動車及貨物自動車用

高機式小型液化瓦斯使用裝置

三、汽化瓦斯使用裝置

一、アセチレン發生機裝置

口 貨物自動車及乘用自動車用

大型乘用標準型アセチレン發生機裝置

大型貨物標準型アセチレン發生機裝置

國產式A型アセチレン發生機裝置

國產式B型アセチレン發生機裝置

口 小型自動車用

トーヨー式一號型アセチレン發生機裝置

トーヨー式二號型アセチレン發生機裝置

小型乘用E型アセチレン發生機裝置

ダイハツ式アセチレン發生機裝置

共榮式一號型アセチレン發生機裝置

日本燃料機合株式會社

同

同

同

同

同

同

同

同

同

39Υ 41103

39Υ 41102

裏面白紙

六九燃料油九八號

一商工省一

33

三月三日商工省告示第百八十七號中「小型乗用F型」へ「小型乘
用E型」ノ誤

正誤

之の
官文

39▼ 41104

日本標準規格 B5 (182×257mm) 東京 591